

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和 6 年 9 月 26 日（木） 午前 10 時 00 分～午後 0 時 58 分
場 所	長久手市役所本庁舎 2 階 委員会室
出席委員	委員長 大島令子 副委員長 田崎あきひさ 委 員 岡崎つよし 川合ともゆき ささせ順子 富田えいじ 野村 弘 山田かずひこ
職務のため出席した者の職氏名	市 長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 次長 福岡隆也 行政課長 山田美代子 議 長 木村さゆり 委員外議員 山田けんたろう わたなべさつ子 事務局長 横地賢一 議事課長 福岡弘恵 議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ

議長
市長

2 議題

(1) 令和 6 年第 3 回長久手市議会定例会について

ア 市長提出議案について

＜説明：総務部長、総務部次長、行政課長＞

- ・追加議案第 63 号及び第 64 号（議案の概要のとおり）

（総務部長）今回提出する議案は、本来必要な議会の議決を経ずに契約した事案が 2 件あることが判明したため、追認を求めるものである。

（行政課長）議案第 63 号は、令和 2 年度の小学校教科書改訂に伴う教科用図書及び指導書を令和元年度に購入した事案であり、契約時に必要数が確定していなかったことから、単価契約としている。議案第 64 号は、令和 6 年度の小学校教科書改訂に伴う教科用指導書等を令和 5 年度に購入した事案で、こちらは契約時に必要数が確定していたため、総額により契約した。

（副委員長）議案が二つに分かれている理由は何か。

（行政課長）年度が異なる契約であり、それぞれの時点に遡って議決をいただく必要があるからである。

（副委員長）自治体によっては、この件について重く受け止め、責任を取るべき人の減給処分等の議案を合わせて提出するところもあると聞いている。本市はその予定があるか。

(総務部長) 今回提出した議案とは別の話であり、この場では答えられない。ご意見を踏まえ、対応について今後検討する。

(副委員長) 処分に関する議案が、今回合わせて提出されることはないのは分かっている。今後その予定があるのかどうかだけ確認しておきたい。市長はどのように考えているのか。

(市長) 教科書改訂は4年に1回あり、過去に遡って確認したところ、今回議案として提出した事案2件より以前には、議会の議決が必要な契約に該当するものはなかった。デジタル教科書の導入により、教科用指導書等の金額が非常に高くなったことによるものと思われる。本来議会の議決が必要な契約について、その手続きが取られなかった要因としては、職員が「4年に1回買い換える消耗品」というような認識で事務を進めてきた点であり、「議会の議決が必要な動産」であることの認識不足については問題と考えている。

現時点では処分については具体的に考えていない。今後は適正な判断ができるように、しっかりと職員の教育・周知を行っていききたい。

(副委員長) 処分について、総務部長は「今後検討する」、市長は「考えていない」と答弁内容が違うのはどういうことか。

(市長) 処分を行うのであれば、今回議案として合わせて提出する必要がある、現時点では考えていないと答弁した。しかし、先ほど総務部長が「今後検討する」との考えを示したので、今後検討することとする。

＜市長、総務部長、総務部次長、行政課長退席＞

イ 議事日程（第6号）について

＜事務局説明＞

- ・ 日程第1 諸般の報告
- ・ 日程第2 議案第63号及び議案第64号（上程、説明、議案質疑、委員会付託）
- ・ 日程第3 認定第1号から認定第8号まで及び議案第52号から議案第64号まで並びに請願第2号及び請願第3号（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）
- ・ 日程第4 議員派遣の件
- ・ 追加議案の付託先：教育福祉委員会（付託表のとおり）
- ・ 追加議案以外の議案の委員会審査は全て可決と報告あり。
- ・ 請願第2号・第3号が採択された場合、意見書案第2号・第3号が提出されることから日程追加となる。

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

(委員長) 議案第63号及び第64号の付託先は、教育福祉委員会としてよいか。また、委員会審査のために必要な資料については、なしとしてよいか。

＜異議なし＞

(2) 令和7年度の議会年間スケジュール調整について

(委員長) 調整にあたって要望や意見はあるか。

(副委員長) 令和6年度の年間スケジュールを調整するに当たって考慮してもらった「各定例会の会期を1か月に収めること」や「月末は避けること」は、令和7年度についても考慮してもらいたい。また一般質問の日程は、できるだけ休会日を挟まない連続した3日間がよい。

(富田委員) 常任委員会と一般質問の日程の順序をどうするかについては、この場にいない議員の意見もあると思うので、今日決めることはできない。

(事務局) これから令和7年度のスケジュール調整を始め、案を作成し、12月定例会の3回目の議会運営委員会で諮ることになるが、常任委員会と一般質問の日程の入れ替えがあるかないかで調整の仕方も変わるので、ある程度、方向性を定めてもらいたい。

(委員長) 常任委員会を一般質問より前に行うことになったのは、予算決算委員会を分科会方式にした際、分科会長報告の作成期間の確保が必要になったためという経緯もある。日程順序の入れ替えを急に決めることはできないという意見もあるので、順序は今までどおりとして調整を進めてもらうこととしてよいか。

<異議なし>

(3) 陳情第3号議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める陳情

(委員長) 自治体職員をハラスメントから守る愛知県民の会から、議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める陳情が持参により提出された。委員会としてどのような処置とすべきかについて、意見はあるか。

(山田委員) 各議員への配付に留めるのがよい。

(委員長) 他に意見はあるか。

<意見なし>

(委員長) 各議員への配付に留めることとしてよいか。

<異議なし>

<休憩：午前10時29分>

<再開：午前10時40分>

(4) 議会基本条例検証結果に基づく課題検討について

(委員長) 条例・解説文の改正の要否について、前回の続きから順番に確認していく。

【第8条（市民参加及び市民との連携）】

(委員長) 第3項と第4項の改正文案について、会派で意見をまとめてくることになっていた。まず第3項について、他の条項では「積極的に」や「十分に」などの修飾語は削除する改正文案となっており、この項だけ「敬意を持って」という文言を追加するのはどうなのか、という意見が出た。各会派の意見を伺う。

(公明党) 「敬意を持って」というのは、市民に対しても議員同士でも、議員としての

基本姿勢である。他の条項とのバランスを考えても、追加する必要はないと思う。

(みらい) 同意見である。議員のどのような言動を「敬意がない」と捉えたのか分からないが、請願や陳情の審査の結果、もし提出者の思うような結果にならなかった場合に「敬意がない」という気持ちを持たれても困る。追加はしなくてよいと思う。

(香流) 自分が「敬意を持って」という文言の追加を提案したのだが、その理由は、請願や陳情の審査の際、趣旨説明者に対する質疑では、趣旨説明者は議員からの質問に答えることしか許されないの、一方的に追い詰めているように感じられることがあった。文言の追加まではしなくとも、審査の冒頭で、委員長が委員に注意を促すというような対応があるとよいと思う。

(ながくて) 条例は客観的な指標のようなものだと思うので、議員としての基本姿勢についてあえて条文に追加する必要はないと思う。

(無会派の会)

条文への追加は必要ないと思う。議員としての基本姿勢を、改めて共有する良い機会になった。

(わたなべ委員外議員)

同意見である。

(委員長) 「敬意を持って」は追加しないことでよいか。

<異議なし>

(事務局) 第3項の2及び3を追加する改正文案についてはどうか。

(委員長) 各会派の意見を伺う。

(公明党) 第4項の内容に含まれるので、あえて追加する必要はないと思う。

(みらい) これも議員としての基本姿勢だと思うので、追加の必要はないと思う。

(ながくて) 他の会派の意見に従う。

(香流) 第3項の2及び3については、第4項の内容に関連していくことである。第3項の2で「議会の状況を報告すること」、第3項の3で「市民の意見を聞くこと」を規定し、第4項でその両方を達成するため「議会報告会」と「意見交換会」を実施することを規定するという提案である。前回の委員会で、第4項の改正文案が「意見交換会等」になっていることについて、「等」でまとめるのではなく、「議会報告会及び意見交換会」とした方がよいと意見を述べたのは、そのためである。

(無会派の会)

会派香流の説明を聞いて、改正文案の意図が理解できたところはあるが、第3項の2及び3の内容については、第5条で規定する「議員の責務」の範疇ではないか。追加することに反対ではないが、特段その必要もないと思う。

(わたなべ委員外議員)

追加する必要はないと思う。

(委員長) 第3項の2及び3については追加しないこととする。

第4項についてはどうか。

(事務局) 改正文案は、第3項の2及び3を受けて第4項があり、「意見交換会等」という文言でまとめるという案であったが、第3項の2及び3は追加しないと決定したため、「等」に含まれるものが何かははっきりしなくなる。「報告会及び意見交換会を定期的を開催する」としてはどうか。

(副委員長) 改正文案では「定期的に」という文言は削除されている。必ず何月に実施しなければならない等、日程の都合上難しいことも出てくるかもしれないので、「定期的に」は削除してよいのではないか。

(委員長) 第4項の改正文は、「議会は、議会活動を市民に伝え、市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するための報告会及び意見交換会を開催するものとする。」に決定する。

第8条の解説文の改正文案についてはどうか。市民の意見を聞くための意見交換会やアンケートの実施について追記する内容である。

(山田委員) 改正文案のとおりでよい。

(副委員長) 義務として果たすべきことを追記するわけではなく、現状取り組んでいることの説明を詳しくする内容なので、案のとおりでよい。

(委員長) 解説文は、改正文案のとおりとしてよいか。

<異議なし>

【第9条（市長等との関係）】

(委員長) 条例・解説文ともに改正不要とされている。改正なしとしてよいか。

<異議なし>

【第10条（資料の提出）】

(委員長) 議会が執行部に提出を求める資料には、取扱いに注意が必要な内容が含まれる場合もある。現在は、執行部が資料を提出する際に、取扱いに注意が必要な旨を明確に記載するよう徹底されている。

第2項の追加条文案は、資料の提出を受ける側である議員も、取扱いに注意しなければならないという内容である。

(岡崎委員) 追加の必要はない。

(副委員長) 追加しなくてもよい。条文として入っていなくても、その認識でいる。

(委員長) 執行部は、情報として提供できないものは出してこないはずであるし、取扱い注意と記載されていればその記載のとおりに扱っているので、条文として入れる必要はないと思う。

(ささせ委員)

議員はその立場上、市民より先に情報を得る機会もある。ただその際、執行部から伝えられた一般公開の時期より前に、市民に話してしまう議員もいると聞いている。ルールを守るためにも、条文に入れることで議員自身の戒めの一つにはなると思う。

(岡崎委員) ルールを守ればよいのであって、条文の追加は必要ない。

(委員長) 第2項の追加はなしとしてよいか。

<異議なし>

【第 11 条（政策立案等）】

（委員長） 条例・解説文ともに改正不要とされている。改正なしとしてよいか。

（富田委員）「積極的な」という文言は、他の条文の改正内容と合わせて削除してはどうか。

（副委員長）「積極的な」という文言は解説文にも入っているが、解説文からは削除しなくてもよいと思う。

（委員長） 「積極的な」を条文から削除し、解説文からは削除しないこととしてよいか。

<異議なし>

【第 12 条（委員会の活動）】

（委員長） 条例・解説文ともに改正不要とされている。改正なしとしてよいか。

<異議なし>

（委員長） 本日はここまでとする。次回は第 18 条まで検討を進める予定である。

<休憩：午前 11 時 21 分>

<再開：午前 11 時 30 分>

（5） 政務活動費の使途基準の見直し及び交付金額について

（委員長） 前回の委員会で、新聞購読費について紙数の制限をなくすことに決定したが、いつから変更するか、各会派の意見を伺う。

（香流・ながくて・みらい・公明党・わたなべ委員外議員）

令和 7 年度の初めからがよい。

（無会派の会）

そのように合意を取っていただければよい。

（委員長） 変更時期は、令和 7 年度からとする。

現状、政務活動費の交付金額は年額 12 万円、1 月当たり 1 万円であるが、何か意見はあるか。

（山田委員）前回の委員会で事務局から提出のあった資料を見ると、近隣市では月額 1 万 2,500 円から 1 万 5,000 円のところが多く、本市は他市に比べ少額である。政務活動費を使用していない議員もいるが、現在の交付金額では足りない議員もいるので、増額について考えてはどうかと思う。

（みらい） 自分の会派には政務活動費を使用している議員がいないので増額の必要はないが、足りない議員がいるなら検討してもよいのではないか。

（ながくて）どの程度増額するかということもあるが、近隣市の人口等も含めた状況を基準に検討すればよいと思う。

（委員長） 本委員会で政務活動費を増額すると決めた場合、当然、議長を通して予算を要望できるということではよい。

（事務局） 事務的には、事務局が財務会計システムに入力する形で予算要求の処理を行うことになるが、政務活動費の使用状況を踏まえ、増額する理由を十分に議論

していただきたい。現状の交付金額で足りない議員もいるのは確かとはいえ、全体として使用率は非常に低い。その状況でも増額が必要という結論を出すのであれば、財政部局との協議の際にぶつけることができるだけの理由を、しっかりと整えていただきたい。

(委員長) 議会で決めている政務活動費の使途基準に、自分の議員活動のスタイルが合わず使えない場合もあると思う。

(無会派の会)

令和7年度予算に向けての会派要望として、複数の会派から議会費の増額の要望が出ていると聞いている。近年の物価高騰の影響で、議員活動の報告を作成するにもその費用が足りない。政務活動費を使用しない議員のことは置いておいて、必要額が交付金額を超過しているケースを見ると、月額1万5,000円くらいに増額するのが妥当ではないかと考える。

(公明党) 自分の会派の議員も政務活動費をあまり使っていないが、物価高騰等の社会的な状況の変化で、活動費が不足する議員がいるのであれば、増額してもよいと思う。

(わたなべ委員外議員)

自分も政務活動費は十分に使っていないが、現状の交付金額では足りない議員もいるということなので、事務局が財政部局と協議する際にしっかりと説明できるような理由付けができれば、増額してもよいと思う。

(翼) 議案の勉強のために様々な書籍を購入したいが、書籍も高くなっている。

(山田委員) 市の財政が厳しい中、1月当たり5,000円も増額するのかという点については、政務活動費は交付であって支給ではないので、使わない人はそんなに使わないだろうから、実質さほど大きな費用負担にはならないと思う。

(岡崎委員) 自分もあまり政務活動費を使用していなかったが、今年度は研修に参加したり、書籍を購入したりしたいと思っている。新聞購読費の紙数制限をなくすことも決定したので、令和7年度からの増額について真剣に議論したい。金額については、1月当たり1万5,000円とするか、1万2,500円とするか、この場で結論は出せないと思う。

(委員長) 会派に持ち帰って、次回までに意見をまとめてくるとすると、予算要求に間に合わないか。

(事務局) 次回の委員会は11月13日になるが、予算要求事務は終わっている頃である。政務活動費だけでなく、予算要求に関わることは一定の方向性を決めていただかないと、事務処理に支障が出る。

政務活動費の使用状況については、監査委員から「全体として執行額が少ない。せつかくこのような制度があるなら使用して、しっかり議員活動をしていただきたい。」との指摘を受けている。近年物価が上がっていることは事実だが、それだけを理由に政務活動費を増額することが妥当かどうか、十分に議論してほしい。

(富田委員) 政務活動費を使用していないから、議員として仕事をしていないと捉えられ

るのは心外である。自分は遠方で行われる様々な勉強会等にも参加しており、それなりに費用もかかっているが、毎回政務活動費を使用するのはどうかと思って使用していないだけである。

(事務局) 監査委員の指摘の趣旨は、「政務活動費を使用していないから、議員の仕事をしていない」ということではない。事務局としても、そのような捉え方はしていない。せっかく制度があり、適切な手続を経て交付されるお金があるのだから、しっかり議員活動に充てていただきたいということである。請求や報告の手続が煩雑だから使用しない、と使わずじまいの状況であることについての指摘である。

なお、他市では政務活動費を個人単位ではなく会派単位で交付しているところもある。交付単位の変更には条例改正が必要になるが、会派内で政務活動費を共有し、お互いに使用する費用の調整をつけながら適切に執行していくことができる。このような方法も視野に議論していただくとよいと思う。

(副委員長) 現在の貸与端末がリースアップする時点で、その後は個人のBYODとすれば、リース料分の予算は削減できる。増額することだけでなく、減額する努力も考えていることは意見として共有しておく。

(議長) 政務活動費をいくら増額するかについては、この場で決めることは難しい。予算要求事務の時期に間に合うよう、9月30日の閉会日に全員打合せ会を開いて決めることとしてはどうか。

(委員長) 臨時の議会運営委員会を開かず、全員打合せ会で決めるということではどうか。金額の変更の時期はいつになるか。

(事務局) 政務活動費の金額は条例で定めているので、変更するには条例改正が必要である。最終的には議会運営委員会から条例改正の議案を提出することになると思うが、政務活動費は年度ごとに交付しているので、令和7年度から金額を変更するというのであれば、それに間に合うように条例改正を進めないといけない。

(委員長) 増額した金額で予算を要求しておいてもらい、予算がついたら、令和7年度から交付金額を変更できるよう、すぐに条例改正の議案提出の準備をしていく。何円の増額とするか、閉会日の全員打合せ会までに会派で話し合っておいてほしい。

(事務局) 増額だけでなく、金額の据え置きや会派単位の交付についても想定に入れて話し合ってもらいたい。

(山田委員) 新聞購読費の紙数制限をなくし、全て政務活動費を使って購読できるようになる。現在、議員控室に一般新聞5紙を公費で設置しているが、設置をやめるか、紙数を減らすかなど議論する必要がある。

(事務局) 政務活動費の運用指針全体で見直す必要がある項目の確認についても、前々回から先送りになっている。

(委員長) 議員控室の新聞5紙の取扱いと、運用指針全体で見直す必要がある項目の確認は、次回の委員会の議題とする。

3 その他

・委員会の所管バランス調整について

(委員長) 令和6年6月に市長・副市長をはじめとする執行部と話をした際、令和7年度当初の大きな組織改編の予定はないとのことであった。再度確認の必要はあるが、12月定例会の議会運営委員会で常任委員会の所管バランスについて協議するにあたり、各会派で意見をまとめておいてほしい。現時点で何か意見はあるか。

(副委員長) 議案の審査や市の事務調査をする側として、課単位ではなく部単位でしか動けないことに違和感がある。今定例会で部設置条例の改正議案が提出され、「生涯学習及びスポーツに関すること」と「芸術及び文化に関すること」についてはくらし文化部の項目から削除される。これらは今後、規定上は教育委員会の事務となり、教育福祉委員会の所管になるが、実際の事務は補助執行機関であるくらし文化部生涯学習課が行うため、生涯学習課に確認したいこともたくさんあると思う。個人的には、常任委員会が抱える所管の量のバランスが悪いことより、所管を部単位で決めることに拘束されている状況が、市民のためになっているか疑問に思う。

(議長) 令和6年6月に執行部と話をした際には、市職員が説明員として委員会に出席することを考えると、部単位でないと対応が難しいとのことであった。

(副委員長) それは意見なのか、依頼なのか。

(委員長) 執行部としては、「常任委員会の所管バランスについては、市議会で委員会条例を改正して整理すべきことである。所管は部単位とするようご理解いただきたい。」とのことであった。

次回の委員会までに、どのように常任委員会の所管を整理するとよいか、各会派で意見をまとめておいてほしい。12月定例会中に内容を確定し、3月定例会で条例改正を行い、令和7年度から改正後の所管で常任委員会を実施できるようにしたい。

・議員報酬について

(委員長) 事務局から資料の説明を願う。

(事務局) 県内14自治体の特別職の報酬をまとめた一覧表と、本市議会の本会議や委員会の開催数等、議員の活動状況をまとめた資料である。いずれも、令和6年1月22日に開催された特別職報酬等審議会の資料の一部である。

(委員長) 本市の議員報酬については、各年度の人事院勧告に基づく増額はされているが、それ以外に、他市町の議員報酬と同水準までの引き上げを希望するなどの場合、特別に審議会の議題として上げていただく必要がある。報酬の増額には、それなりの説明が求められるということである。

議員活動は、会議に出ることだけではない。例えば一般質問の準備にも長時間を費やしているし、午前9時から午後5時までという公務員の仕事とは違っ

て、自分の時間は寝るときだけであり、起きている間はずっと議員として仕事をしている。それを審議会の委員にも理解してもらわないといけない。

市の広報 10 月号に、今年度開催する審議会の市民枠委員の募集記事が掲載されていた。今年度の審議会までに、増額の根拠として説明ができるだけのものを準備することは間に合わないと思うので、来年度に向けて話し合いたい。

(副委員長) 資料「特別職報酬等一覧表」の下部の「参考」として、記載された県内 14 自治体の平均報酬額と本市の報酬額の比較表がある。議長、副議長の報酬までは大きな開きがないが、議員になると格差がある。せっかく今年度も審議会が開かれるのであれば、そのような意見を言う機会は与えられないのか。

(委員長) 副委員長の意見に対し、事務局としてはどうか。

(事務局) 審議会には、担当課である人事課とともに、議事課長も出席している。「人事院勧告分のみの増額では、他自治体との報酬額の差は変わらないままだ。」という委員の意見もあったが、本市の財政の弾力性の乏しさを踏まえると、大幅な増額は難しいのではということである。

審議会が開かれるまでに、議会活動・議員活動していることをもっと主張できるような資料などがあれば、事務局に提出いただきたい。

(副委員長) 先ほど委員長から、審議会までに準備が間に合わないとの発言があったが、開催日は決まっているのか。

(事務局) まだ決まっていないが、例年は 12 月から 1 月に開催されている。審議会の議題として上げてもらうよう依頼するには、議会全体の総意を得る必要があると思うが、12 月か 1 月までにまとめ上げるのは厳しいのではないかと、委員長にお話ししたので、「間に合わない」という発言になったと思う。

資料にある「議員の活動状況」以外に、どのくらいの時間や労力を費やしているか、例えば 11 月から 12 月の 2 か月にかけて議員全員が協力してデータを取り、その結果を持って、幾らの増額とすべきかを議論し、総意として確定させる。また、議会基本条例第 20 条では、議員報酬について「学識経験を有する者からの意見等により検討を行い、客観的な判断」が必要とされており、審議会の開催までにこの機会を設けることを考えると、なおさら期間が足りないのではないかと思う。

(副委員長) 先ほど言った「県内 14 自治体の平均報酬額と本市の報酬額の比較表」は、最も客観的なデータではないか。せっかく審議会の開催が予定され、議会運営委員会の意思を伝える機会があるのに放棄してよいのか。

(委員長) 審議会の開催日までに、説得力のあるしっかりとした資料が用意できればよいが、それには全議員の協力が必要である。

(副委員長) 審議会に、議会の代表として議長が出席し、説明することはできないか。

(事務局) そのような前例はなく、出席の可否は確認しないと分からないが、議員報酬の額を議論する場に、議員自ら出席することが妥当かどうかを考えると、個人的には出席すべきではないのではないかと考える。仮に出席したとしても、発言することは難しいのではないかと考える。

(委員長) 今日は話がまとまらないので、次回の委員会の議題とする。他自治体の議員報酬との比較表を客観的データとして、まずは今年度の審議会で意思を伝えるか。もしくは、来年度の審議会に向けて説得力のあるしっかりとした資料を整えてから議題にあげてもらうか。来年度に向けての準備は、例えばプロジェクトチームを組むなど、どのような方法で進めるか。以上のことについて、会派の意見をまとめておいてほしい。

他に何か意見はあるか。

(山田委員) 会議時間が長くなるので、議会運営委員会も常任委員会と同じように午前9時30分から開始にしないか。

(委員長) 議題が多いこともあり長くなっているが、午前中に会議を終えないといけないうという決まりはない。開始時間は変更せず、午前中に終わらない場合は午後でも会議を続けることとする。

(事務局) 令和7年度予算要求の関連で、SIMカードの現契約は令和8年1月までとなっている。次期の契約についてだが、令和5年11月の議会運営委員会において、SIMカードがほとんど使用されていない状況から、「令和7年度の予算要求の際には改めて使用状況を確認し、胸を張って必要だと言える状況であれば要求する」旨をお伝えした。令和7年度の予算要求にあたり、令和5年11月以降の使用状況を確認したところ、それ以前と状況は変わらないので、現契約期間である令和8年1月分までの予算要求とする。

また令和8年度の予算に関連することになるが、貸与端末のリース期間が令和9年1月に終わり、その後は無償譲渡される。現在、令和8年度の予算組みに不足する約4億円の捻出のため、市が事業総点検を行っており、令和9年2月以降は貸与端末のリース料は予算要求しない予定であるので、ご承知おきいただきたい。

(委員長) 今の事務局からの報告は、文書にして9月30日の全員打合せ会で提出してほしい。

次回は令和6年11月13日（水）午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。